

「給付制限期間」が2か月に短縮されます

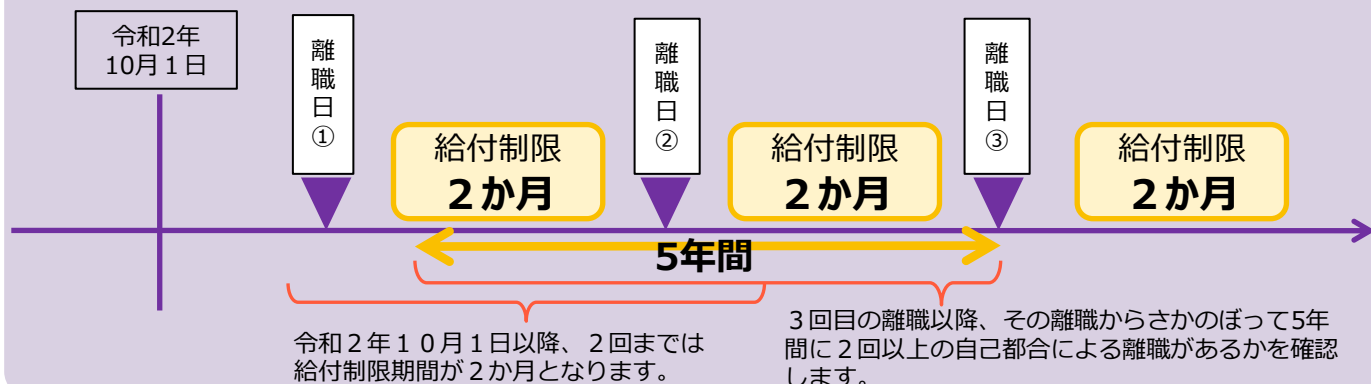
～ 令和2年10月1日から適用 ～

令和2年10月1日以降に離職された方は、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となります。詳しくは、お近くのハローワークや、都道府県労働局までお問い合わせください。

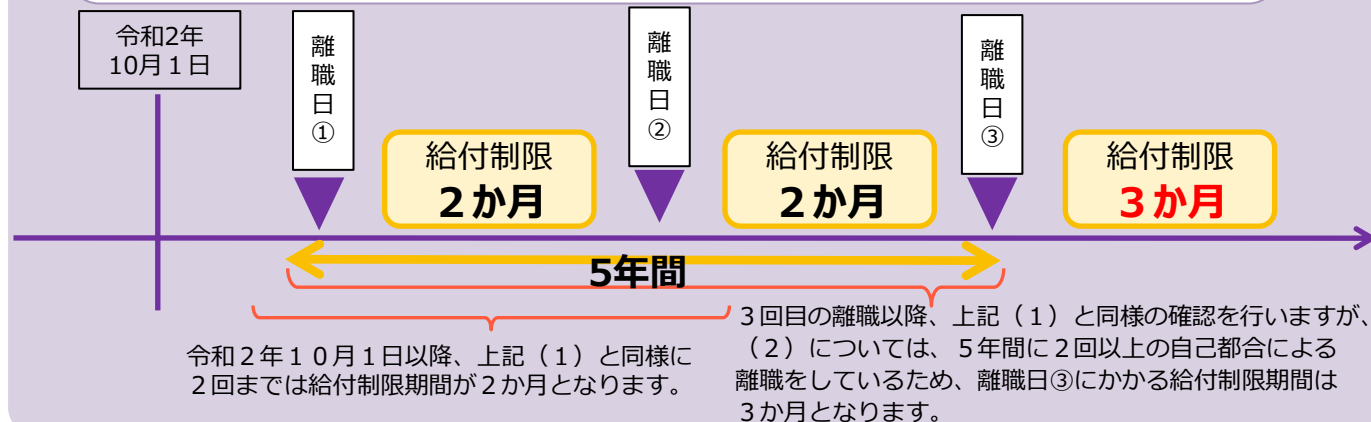
※ 令和2年9月30日までに正当な理由がない自己都合によりで退職された方は、給付制限期間が3か月となります

※ 自己の責めに帰すべき重大な理由で退職された方の給付制限期間はこれまでどおり3か月となります

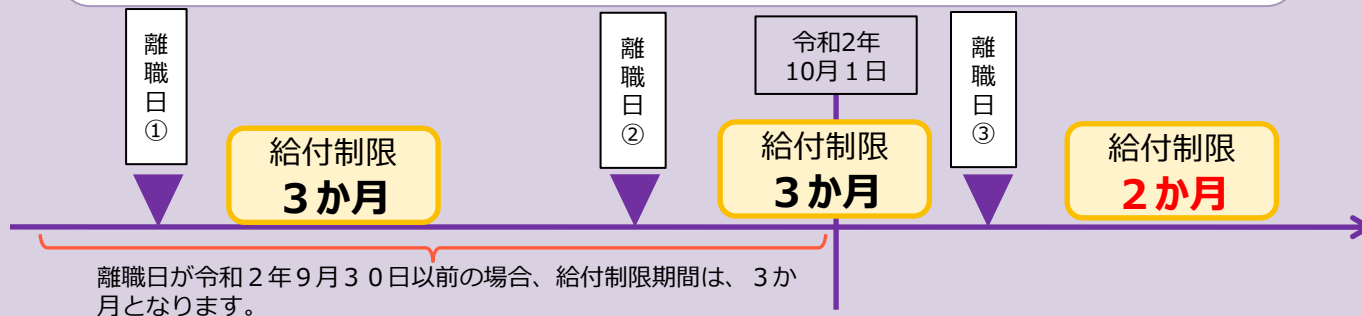
(1) 給付制限が2か月となる場合



(2) 給付制限が3か月となる場合



(3) 令和2年9月30日以前に自己都合で離職している場合



※ 令和2年9月30日以前の自己都合による離職は、令和2年10月1日以降の離職に係る給付制限期間に影響ありません。

